

## VI. 規程（学則・諸規程）

### 1. 札幌保健医療大学大学院学則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 札幌保健医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。

##### （位置）

第2条 本大学院を、札幌市東区中沼西4条2丁目1番15号に設置する。

##### （自己点検・評価等）

第3条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。

2 本大学院は、前項の点検及び評価に加え、政令で定める機関ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価並びに評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める。

##### （教育内容等の改善のための組織的改善）

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

##### （情報公開）

第5条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第2章 課程、研究科、専攻、入学定員、収容定員、教育研究上の目的及び修業年限等

##### （課程）

第6条 本大学院に、修士課程を置く。

##### （研究科及び専攻）

第7条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士課程

2 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	5名	10名

##### 3 研究科・専攻の教育研究上の目的

本学の教育理念である「人間力教育を根幹とした医療人の育成」のもと、保健医療の専門職として、幅広い学識を涵養し、看護学と栄養学の各分野での専門性の向上、他者との連携・協働力の強化、マネジメント力の醸成とともに、相互の専門分野の知見を応用できる実践能力の基盤を備え、かつ将来の教育・研究に携わることのできる人材を育成する。

#### 4 研究科・専攻の人材養成等の目的

- (1) 地域に暮らす人々の健康生活の向上を支援する保健医療において、高度な実践及び教育・研究活動をもって貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (2) 健康障害をもつ人々の健康回復と生活再生を支援する保健医療において、高度な実践及び教育・研究活動をもって貢献できる人材を養成することを目的とする。

(修業年限等)

第8条 本大学院修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて本大学院に在学することはない。

- 2 前項の標準修業年限に拘らず、学生が職業を有している等の事情により標準の修業年限を超えて、計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 3 長期履修に関する事項は、別に定める。

### 第3章 教員組織及び運営組織

(大学院担当教員)

第9条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院担当教員がこれを行う。

(研究科長)

第10条 本大学院研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本学研究科に関する事項を統理する。
- 3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第11条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の組織、教育研究の指導に関すること及び学位の授与に関する事項を審議するものとする。
- 3 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 春期休業

2 学長が必要と認める場合は、前項の休業日を変更し、若しくは臨時の休業日を定め、又は休業日に授業日を設定することができる。

## 第5章 入学、休学、退学及び除籍等

### (入学の時期)

第15条 入学の時期は、毎年4月とする。

### (入学の資格)

第16条 本大学院に入学できる者は、看護師、保健師、助産師又は管理栄養士の免許を取得した者、若しくは取得見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は当該年度に卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること及びその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は当該年度に修了見込みの者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者

### (入学の出願)

第17条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

### (入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

### (入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 その他入学に関する事項は、別に定める。

### (再入学及び転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者に対しては、欠員がある場合に限り、審査のうえ再入学又は転入学を許可することができる。

- (1) 本大学院を第23条の規定により退学した者又は第24条第1号の規定により除籍となった者で、再入学を志願する者
- (2) 他の大学院の学生で、当該大学長又は研究科長の承認を得て転入学を志願する者

### (休学)

第21条 疾病その他やむを得ない理由により2カ月以上修学することができない者は、所定の休学願を研究科長に提出し、許可を受けて休学することができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付するものとする。

- 2 研究科長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、当該年度内とする。ただし、特別な理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 前項の休学期間は、第8条の修業年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学中において前条第1項により許可された期間満了の場合、又は期間中であってもその理由が消滅し復学しようとする者は、所定の復学願を研究科長に提出し、許可を受けて復学することができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第23条 疾病その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、所定の退学願を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第21条第4項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

## 第6章 教育方法等

(教育方法)

第25条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 本大学院は、前項の授業を、文部科学大臣が定めるところにより多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第26条 本大学院の課程において、教育上特別の必要があると研究科委員会が認めた場合は、夜間及びその他の特定の曜日、時間又は時期に、授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第27条 本大学院における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の認定)

第28条 授業科目を履修した者に対しては、試験等の総合評価により、その合格者に所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価)

第30条 授業科目の成績評価は、秀(100点~90点以上)、優(90点未満~80点以上)、良(80点未満~70点以上)、可(70点未満~60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が入学する前に他大学院において履修した授

業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## 第7章 課程の修了要件及び学位の授与

（修了の要件）

第32条 本大学院の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（学位の授与）

第33条 学長は、本大学院の課程を修了した者に、次の学位を授与する。

修士（保健医療学）

2 学位に関する事項は、別に定める。

## 第8章 研究生及び科目等履修生

（研究生）

第34条 学長は本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学生の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の選考を経て研究生として受入を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関する事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第35条 学長は本大学院学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、学生の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の選考を経て科目等履修生として受入を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する事項は、別に定める。

## 第9章 入学検定料、入学金及び授業料

（入学金、授業料等の金額）

第36条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は別表2のとおりとする。

2 長期履修生の授業料に関する事項は、別に定める。

（授業料の納付）

第37条 授業料は、年額を4月、9月の2期に分けて納めることができる。

（復学の場合の授業料）

第38条 前期又は後期中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を徴収する。

（退学及び停学の場合の授業料）

第39条 学期の途中で退学した者、又は停学を命じられた者の当該期分の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第40条 前期又は後期中途で休学を許可され、又は命じられた者についての休学期間の授業料は徴収しない。

（納付した授業料等）

第41条 納付した入学検定料、入学金及び授業料は、特別の理由がある場合を除き返還しない。ただし、授業料は入学前の一定の期日までに申し出た場合はこの限りではない。

## 第10章 賞罰

（表彰）

第42条 学生として表彰に値する行為があった者については、学長は表彰することができる。

(懲 戒)

第43条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は懲戒を行う。

- 2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第11章 雑則

(細 則)

第44条 本大学院学則の施行に当たって必要な細則等は、別に定める

(改 正)

第45条 本大学院学則の改正は、研究科委員会及び評議会を経て、理事長が行う。

### 附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

別表1 (第27条関係)  
(略)

別表2 入学検定料、入学金及び授業料 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000 円	出願時に納付。
入 学 金	200,000 円	入学時のみ納付。本学学部卒業生は納付免除。
授 業 料	800,000 円	年 額